

学生野球資格を持たない者との交流に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、日本学生野球憲章(以下「本憲章」という。)第 13 条に基づき学生野球資格を持たない者との交流に関する手続を定める。

(練習)

第 2 条 加盟校野球部は、日本野球機構および日本独立リーグ野球機構所属のプロ野球選手と 12 月 1 日から翌 1 月 31 日の間に限り、所定の手続を経て原則として母校の施設においてのみ練習を行うことができる。

2 加盟校野球部は、高等学校においては都道府県高等学校野球連盟、大学においては各地区大学野球連盟が練習希望の申し出を受けた日本野球機構および日本独立リーグ野球機構所属のプロ野球選手と同期間に承認された加盟校施設においてのみ練習を行うことができる。

3 前 2 項に関する手続については別途定める。

4 加盟校野球部は、プロ野球団体との合同練習を行うことはできない。

(試合)

第 3 条 加盟校野球部は、以下の各号の定めに従い、日本学生野球協会の承認を得て、日本野球機構および日本独立リーグ野球機構所属のプロ野球団体と試合をすることができる。

① 試合を行う時期は 3 月および 8 月とする。

② 入場券、整理券等、如何なる名目を問わず、入場者・観覧者から金銭を徴収することはできない。

2 学生野球団体は、前項に定めるほか、本憲章第 12 条第 7 号により日本学生野球協会の承認を得て、日本野球機構および日本独立リーグ野球機構所属のプロ野球団体と試合をすることができる。

3 前 2 項の承認に関する手続については別途定める。

4 本条は高等学校の加盟校野球部、学生野球団体には適用しない。

(講習会・シンポジウム)

第4条 学生野球団体は、日本野球機構および日本独立リーグ野球機構所属のプロ野球選手またはプロ野球関係者が参加する講習会・シンポジウムを開催することができる。

2 学生野球団体は、元プロ野球選手または元プロ野球関係者が参加する講習会・シンポジウムを開催することができる。

3 前2項の開催手続については別途定める。

(その他)

第5条 前3条以外の交流については、本憲章第15条第2項に照らし、日本学生野球協会において審議する。

(施行日)

第6条 本規則は平成23(2011)年3月1日から施行する。

平成24(2012)年2月22日改正 平成24(2012)年3月1日施行

平成27(2015)年5月19日改正 平成27(2015)年6月1日施行

平成29(2017)年2月27日改正 施行

以上